

※ 口頭で指示したが拒否された場合には、書面等の記録に残る形で指導する。

- その上で、指示に従わない場合には、犯罪事実確認義務違反の状態を回避するために、対象業務に従事させないことを検討する。

イ 労働法制等を踏まえた留意点

- 犯罪事実確認義務の違反状態を回避するため、まずは人事権の行使としての配置転換を検討することが考えられる。

- なお、犯罪事実確認への対応拒否を抑止する観点から、懲戒処分を検討することも考えられる。

※ 懲戒事由として、「企業秩序を乱した場合」、「会社の規則・命令に反した場合」等、一般的な企業秩序違反が定められている場合に、法の対象となる施設・事業において犯罪事実確認等の対象業務に従事している者が、指導（業務命令）を受けたにもかかわらず犯罪事実確認に必要な手続に対応しない場合には、当該事由に該当するものと考えられる（法における犯罪事実確認が、児童対象性暴力等を防止するための重要な手立てと位置付けられており、事業者は犯罪事実確認の結果を踏まえて防止措置の要否を検討することとなっていることや、度重なる指導を受けたにもかかわらず対応しないことは、懲戒処分の合理性・相当性の判断に当たって重大な考慮要素となり得ると考えられる。）。

（２）対象業務従事者が派遣労働者等や個人業務受託者である場合の留意点

① 対象業務従事者が派遣労働者等の場合

- 法においては、対象業務従事者が派遣労働者・請負事業主に雇用される労働者（以下「派遣労働者等」という。）である場合には、派遣元事業主・請負事業主（以下「派遣元等」という。）ではなく、派遣先や発注者である対象事業者（以下「派遣先等」という。）が、当該対象業務従事者に対する安全確保措置（犯罪事実確認を含む。）を行う義務を負うことになる。
- 派遣労働の場合、派遣先は、労働者派遣契約で定められた業務についての指揮命令権は有するものの、派遣労働者と雇用関係にないため、労働者派遣契約の内容を超えた勤務地・業務の変更等の措置を講じる権限は有さない。また、請負の形態で従事する場合、発注者は、従事者に対するいかなる指揮命令権も有さない。
- また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 26 条第 6 項において禁止されている特定目的行為や、いわゆる偽装請負（請負契約等の形式となっているが、実態として、労働者派遣法上の労働者派遣事業であると判断されるものをいう。）とならないよう注意する必要がある。

○ これらを踏まえた、派遣労働者等又は個人業務受託者に対する犯罪事実確認のための戸籍等の提出の依頼や研修の受講の依頼について、派遣元等と派遣先等との役割分担や考えられる対応は、次のアからウまでに掲げるとおり（なお、準委任契約であっても、請負契約と同様の対応が考えられる。）。

ア 派遣労働者等が法の施行後に新たに労働者派遣契約や請負契約等により対象業務に従事する場合は、派遣元等から派遣労働者等に対し、犯罪事実確認、研修受講等の法が定める措置の対象となることその他の必要な事項を書面等により伝達すること

また、派遣労働者等が法の施行時に既に対象業務に従事している場合は、派遣先等から派遣元等を通じて、派遣労働者等に対し、犯罪事実確認、研修受講等の法が定める措置の対象となることその他の必要な事項を書面等により伝達すること

イ 労働者派遣契約や請負契約等に、「犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）及び研修受講を行った者を業務に従事させなければならない」旨を規定するとともに、これが担保されるよう、派遣労働者等が犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）及び研修受講に応じない場合は、派遣先等から派遣元等に対して、派遣労働者の変更や、法に適合した請負として業務処理がされるような見直しを要請すること

ウ 派遣元等から派遣労働者等に対して、犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）及び研修受講に応じるよう指示を行った上で、派遣先等から、派遣労働者等に対して、直接、犯罪事実確認の対象になることの説明、戸籍情報の提出依頼及び研修受講依頼を行うこと

※ 派遣元事業主の指示は、労働者派遣法第 35 条の通知後に行うこと

② 対象業務従事者が個人業務受託者の場合

○ 法においては、対象業務従事者が、従業員を使用せず業務委託により個人で役務の提供等を行う者（以下「個人業務受託者」という。）である場合には、委託者である対象事業者が、当該対象業務従事者に対する安全確保措置（犯罪事実確認を含む。）を行う義務を負うことになる。

○ 個人業務委託の形態で従事する場合には、委託者は、従事者に対するいかなる指揮命令権も有さない。このため、個人業務受託者については、当該業務を委託する者（以下「業務委託者」という。）との業務委託に係る契約に「犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）及び研修受講に応じなければならない」旨を定めるとともに、当該義務違反を契約解除事由として定めた上で、当該契約に基づき、当該業務委託者から当該個人業務受託者に対し、直接、説明等を行う必要がある。

（３）対象業務従事者が教育職員等又は保育士である場合の留意点

○ 教員性暴力等防止法及び児童福祉法においては、教育職員等又は保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、教員性暴力等防止法第 15 条第 1 項のデータベース又は児童福祉法第 18 条の